

平成30年度「中国通商関連情報・中国知的財産法制最新情報」に係る
調査業務委託先の公募について

平成 30 年 4 月 23 日
日本機械輸出組合
通商・投資グループ

1. 調査目的

中国は、日本企業にとって生産拠点・販売市場として最も関心の高い国の一つである。

そこで本事業では、中国の通商関連法制・通商政策に関する情報、および、日本企業の中国事業において重大な関心事項となっている知的財産法制に関する情報を提供するとともに、それらの法制度・規制等が日本企業に与える効果・影響分析を加えた詳細なレポートを提供する。

とりわけ米トランプ政権が 2 期目に入ってから、巨額の対中貿易赤字や中国の貿易取引慣行、知的財産権の侵害に基づく対中制裁関税の賦課、その対抗措置としての中国の対米報復関税の応酬が顕著になってきており、今後の米中間の報復関税の動向をウォッチするとともに日本企業への影響等に関する分析が求められる。

また、中国政府に対しパブリック・コメント(意見書)を提出する場合には、法的なアドバイスや中国語への翻訳、中国関係当局への提出を行うなど、当組合の活動をサポートすることで、関係組合員の中国事業対策の一助とする。

2. 調査内容

(1) 調査業務

情報提供： 下記「(2) 調査項目」に掲げる事項について、レポートを提供することを基本とし、パブリック・コメントなど緊急な対応を要する案件については、随時情報を提供する。

関連データ： 下記「(2) 調査項目」に掲げる事項に該当する法令や政策の原文(ウェブリンク等)を提供し、必要な場合にはその日本語訳を行う。

質疑応答： 下記「(2) 調査項目」に掲げる事項に該当する質問について応答する。

意見提出： 中国政府のパブリック・コメント募集に対する意見書の提出にあたって、当該意見書の中国語への翻訳を行い、中国関係当局に提出する。また、必要に応じて、意見内容に関する法的なアドバイスを行う。

(2) 調査項目

① 中国の通商関連法制・通商政策に関する情報および日本企業への影響分析

(情報提供の頻度:原則月2回)

「自動車」、「電機・電子機器」、「機械」、「鋼管」分野に影響を及ぼす、以下2項目に関して情報を提供する。

- i) 通商・投資に関する政策・法律(日本・米国に対する政策、外資・送金規制を含む。増値税)(法律分野から商法、民法等は除く)
- ii) 日本・米国・EU に対する関税法の措置・変更、輸入規制措置(アンチダンピング、セーフガード、相殺関税措置等)。特に今後予想される、米国の対中制裁関税に対する中国の対米報復関税措置等。

② 中国の知的財産法制に関する情報および日本企業への影響分析

(情報提供の頻度:月2レポート以上)

- i) 知的財産関連の法律・規則・ガイドライン、司法解釈等に関する立法・改正動向等についての最新情報
- ii) 知財関連の注目すべき重要判決の紹介
- iii) 中国政府機関、裁判所等が公表の知財関連の重要統計情報
- iv) 上記の他、知財関係の実務上生じた紛争事例、報道事例、近時問題となっている実務上の問題点等
- v) 知的財産権に関する中国と米国との間の紛争に対する中国政府の対応

③ 中国の通商案件・知財案件に関するパブコメ作成、中国語への翻訳、中国関係当局への提出、必要に応じて日機輸の意見内容に関して法的アドバイスを行う

3. 審査基準

- ・申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有している法律事務所であること。
- ・中国語から日本語、日本語から中国語への翻訳にあたっては、専門用語を含め正確な翻訳ができること。
- ・申請者は、中国とのコネクションを有し、レポートの提出や意見書提出のサポートが行えること。
- ・提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

4. 委託契約の条件

- ・委託金額：上限 3,500,000 円(消費税含む)
- ・契約期間：契約日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- ・提出物：速報、関係資料(基本的に電子データで提出)

5. 応募資格

下記の要件をすべて満たす法人または個人とする。

- ・当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

平成 30 年 4 月 23 日～4 月 27 日(期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード([WORD 形式はこちら](#)、[PDF 形式はこちら](#))し、必要事項をご記入のうえ、以下の添付資料とともに E メールまたは郵送により提出して下さい。

応募内容について、ヒアリングをさせて頂くことがあります。受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により、個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給いたしません。

(添付する資料)

企業または個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

8. 審査結果

平成 30 年 5 月上旬(当組合ホームページで公表するとともに、応募者全員に通知します。)

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当：通商・投資グループ 長岡

E メール：nagaoka@jmcti.or.jp

TEL:03-3431-9348 FAX:03-3436-6455

以上